随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)

（令和8年5月分）

物品役務等の名称及び数量	会計責任者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
東京事務所賃貸借契約	福島国際研究教育機構 総務部長　山田　哲也 （福島県双葉郡浪江町大字権現堂字矢沢町6番地1）	令和8年5月15日	株式会社富洋 （東京都千代田区霞が関3丁目6番14号 三久ビル202号）	当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される土地や建物を購入又は賃借契約するものであって、契約の性質又は目的が、競争を許さないことから、福島国際研究教育機構会計規則第３３条の規定により、左記の相手と随意契約を行うものである。	―	9,080,100	―	―	―	―	―	
令和８年度「福島国際研究教育機構における農林水産研究の推進」委託事業 テーマ（２）輸出対応型果樹生産技術の開発のうち、モモに関する輸出対応型果樹生産技術の開発	福島国際研究教育機構 総務部長　山田　哲也 （福島県双葉郡浪江町大字権現堂字矢沢町6番地1）	令和8年5月1日	果樹福島実証コンソーシアム 業務執行組合員 国立大学法人福島大学 （福島県福島市金谷川１番地）	機構があらかじめ公募又は企画競争の手続きを行い、また、当該研究及び実験で得ることのできるデータの連続性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器、材料、ソフトウェア又は役務であって、供給者が一に特定されたものであり、契約の性質又は目的が、競争を許さないことから、福島国際研究教育機構会計規則第３３条の規定により、左記の相手と随意契約を行うものである。	―	20,000,000	―	―	―	―	―	
令和８年度「福島国際研究教育機構における農林水産研究の推進」委託事業 テーマ（１）土地利用型農業における超省力生産技術の技術開発・実証のうち、果菜類収穫作業の軽労化につながる協働ロボットの開発及び新たな協調作業体系の構築に関する研究	福島国際研究教育機構 総務部長　山田　哲也 （福島県双葉郡浪江町大字権現堂字矢沢町6番地1）	令和8年5月1日	ピーマン収穫作業軽労化コンソーシアム 代表機関 国立大学法人福島大学 （福島県福島市金谷川１番地）	機構があらかじめ公募又は企画競争の手続きを行い、また、当該研究及び実験で得ることのできるデータの連続性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器、材料、ソフトウェア又は役務であって、供給者が一に特定されたものであり、契約の性質又は目的が、競争を許さないことから、福島国際研究教育機構会計規則第３３条の規定により、左記の相手と随意契約を行うものである。	―	32,913,100	―	―	―	―	―	